

# 船舶所有者のみなさんへ

## 石綿健康被害救済制度に必要な 拠出金の申告・納付のお知らせです

平成20年度も引き続き拠出金の申告・納付をお願いいたします

### 救済制度について

石綿(アスベスト)による健康被害の特殊性にかんがみ、石綿による健康被害を受けられた方及びそのご遺族で、労災補償等の対象とならない方に対して、迅速な救済を図ることを目的として、「**石綿による健康被害の救済に関する法律**(平成18年法律第4号)」に基づき創設されました。

この救済(医療費等の支給)に必要な費用は、国からの交付金、地方公共団体からの拠出金及び**事業者からの拠出金**(一般拠出金・特別拠出金)によってまかなわれ、事業者による拠出については、平成19年度から開始されています。

一般拠出金を拠出する事業者は、

- ① 労災保険の保険関係が成立している事業の事業主(約260万事業所)
- ② **船員保険法第60条第1項に規定する船舶所有者**  
(船員保険の被保険者を使用する船舶所有者)

特別拠出金を拠出する事業者は、

- ③ 石綿との関係が特に深い事業活動を行っていたと認められる事業主(特別事業主)

### 申告・納付方法

船員保険の被保険者を使用する**船舶所有者**の皆様は一般拠出金を納付する義務がありますので、下記により申告・納付をお願いいたします。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

**申告・納付の時期** 毎年度、**4月1日から5月20日まで**です。

**申告・納付の額** 前年度に船員へ支払われた**賃金の総額**に一般拠出金率**1000分の0.05**を乗じて得た金額(原則として、上記①と②の事業者が拠出する金額の算出方法は同じです。)

**申告・納付先** **申告先**：独立行政法人 環境再生保全機構  
**納付先**：指定金融機関(ゆうちょ銀行又は郵便局、銀行)等

**納付の延納** 納付の額が20万円以上となる場合は、3期に分けて納付することができます。

**税法上の取扱い** 本制度への拠出金は、**損金額**又は**必要経費に算入**することができます。

なお、申告・納付がない場合は、法律に基づき、機構は申告額を決定し、延滞金の徴収や財産等の差し押さえの手続きをさせていただくことがありますので、ご注意ください。

#### お問い合わせ先

独立行政法人 環境再生保全機構  
石綿健康被害救済部 資金管理課

〒212-8554

川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー9F

TEL 044-520-9615

<http://www.erca.go.jp>